

標準旅行業約款 (募集型企画旅行契約)

観光庁・消費者庁告示第1号(令和2年4月1日から適用)

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約(以下「募集型企画旅行契約」といいます)は、この約款の定めるところにより、この約款にない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

第2条 当社が法令に反して、かつ、旅行者の不当なないし無理でおよび特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約は無効です。

(用語の定義)

第3条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行者の目的及び行程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊サービスの内容並びに旅行者が参加する募集型企画旅行の目的地を決定した旅行に関する契約を指し、これにより実施する旅行をいいます。

第4条 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行する、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

第5条 この約款で「通信販売」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社代理して販売する当社提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会社との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受け付ける募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく権利義務に係る権利又は義務が、当該権利又は義務が履行されるべき日に締結される提携会社のカード会員規約に従って実施することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。

第6条 この約款で「カード利用」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金の支払又は払戻権を履行すべきをいいます。

第7条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社が定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供を受ける運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることのできるよう、手続し、旅程を管理することを引き受けず。

(保証旅行者)

第8条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、補助的に全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者若しくは業者と同行する他の旅行者を募集することがあります。

第2章 契約の締結

(契約の申込み)

第5条 当社が募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます)を記入の上、当社が指定する金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

第6条 当社に通信販売の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項(以下次に掲げる「募集型企画旅行の条件」といいます)を当社に提出し、当社が指定する金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

第7条 前項の申込みは、旅行代金又は取消料若しくは取消料の一部として取り扱われます。

第8条 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出ておくべきです。このとき、当社は可能な範囲内でその配慮を行います。

第9条 前項の規定に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とし、

(電話等による予約)

第10条 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の申込みを承ります。この申込みの受付の時点では契約は成立していません。

第11条 当社は、当社が旅行者の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第1項又は第2項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出した会員番号等を通知しなければなりません。

第12条 前項の定めるところにより申込書と申込金を提出した会員番号等の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の届は、当該予約の受付の順位によることとなります。

第13条 旅行者が第1項の期間内に申込書を取り戻さない場合は会員番号等を通じない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

(契約締結の届)

第7条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき

(2) 応募旅行者数が募集予定数に達したとき

(3) 旅行者数が募集型企画旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがあるとき

(4) 通運契約を締結しようとする場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効であって決済できないとき

(5) 旅行者が、暴力団員等参加禁止法に基づき、暴力団関係企業又は会館等その他の反社会的勢力であると認められたとき

(6) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、乱暴に類する脅迫的行為若しくは暴力行為を行ったり又はこれに準ずる行為を行ったりしたとき

(7) 旅行者が、租税滞り、債務不履行等を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれに準ずる行為を行ったとき

(8) その他当社の業務上の都合があるとき

(契約の成立時期)

第8条 募集型企画旅行契約は、当社が契約を承諾し、第5条第1項の申込書を受領した時に成立するとします。

第9条 通運契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約書面の交付)

第9条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)を交付します。

第10条 当社が募集型企画旅行契約の締結に際して手続し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲内(前項の契約書面に記載することにより)とする。

第11条 前条第1項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載していないときは、当該契約の締結後に運送又は宿泊機関及びその主要な運送機関の名称を限定し列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目)に当たる日以前に募集型企画旅行契約の申込みをされた場合であって、旅行開始日より30日以内の募集型企画旅行日程の申込みをされた場合は、旅行開始日より30日以内の募集型企画旅行日程の申込みをされた場合を除く。

第12条 前項の申込みにおいて、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定面での交付があつても、当社は迅速かつ適切に対応をします。

第13条 前項の確定面を交付した場合には、前条第2項の規定により当社が手続し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載することにより特定されます。

(情報通信技術を利用する方法)

第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとする旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定面での交付に代り、情報通信技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」といいます)を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に自動的に当該ファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

第12条 前項の場合において、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に供するものに限ります)に記載事項が記録し、旅行者が当該事項を閲覧したことを確認します。

第13条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第14条 通運契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の広帯域の署名をなして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを行います。また、カード利用日は契約が成立した日とします。

第3章 契約の変更

第13条 当社は、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令、当初の運送計画にない運送サービスの提供その他の当社の当り得ない事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施を図るため必要な場合は、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の締結に際して旅行者の同意を得た場合を除き、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

第14条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運送料金(以下この条において「適用運賃・料金」といいます)が、著しい価格変動や変化等により、募集型企画旅行の募集の開始に際した時点で有効なものとされており公表されている適用運賃・料金に比べて、適用想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合において、当社は、その増額又は減額した金額の範囲内で旅行代金を増減し、又は減少することとなります。

第15条 前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目(以下「前日」といいます)に当たる日以前に旅行者に対し、その減少額を旅行代金を減額します。

第16条 前日、第一項の定める適用運賃・料金の減額がなされたときは、前項の定めるところにより、その減少額を旅行代金を減額します。

第17条 前日、前条の規定に基づき、契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該費用は、旅行代金に含めず、旅行開始日より30日以内の募集型企画旅行日程の申込みをされた場合を除く)の減少が生じた場合は(費用の増加、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っていることにも関わらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことに由来する場合を除く)は、当該契約内容の変更の際にその異なる日以前に旅行代金を変更することがあります。

第18条 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金に含めず責任を負う募集型企画旅行において、募集型企画旅行契約の成立後に当該旅行サービス提供すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

(旅行者の交替)

第15条 当社は、募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

第16条 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。

第17条 前項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾を得た時に効力が発生するものとし、以後、旅行者の上記の地位を譲渡した旅行者、旅行者の当該募集型企画旅行に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第4章 契約の解除

第16条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合においては、当社は、提携会社のカードにより所定の広帯域への旅行者の番号なくして取消料の支払いを受け付けます。

第17条 旅行者は、次に掲げる事由が生じた場合において、旅行開始日より30日以内の募集型企画旅行契約を解除することができます。

(1) 旅行開始日より30日以内の募集型企画旅行契約を締結したとき、その変更が別表第2上欄(左欄)に掲げるものその他の重要なものであるとき限り。

(2) 第14条第1項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(3) 当社が旅行サービス提供の期日までに、確定面を交付したにもかかわらず、(1)又は(2)の事由が生じた場合において、旅行開始日より30日以内の募集型企画旅行契約を締結したとき、その変更が別表第2上欄(左欄)に掲げるものその他の重要なものであるとき限り。

(4) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(5) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(6) 当社が旅行サービス提供の期日までに、確定面を交付したにもかかわらず、(1)又は(2)の事由が生じた場合において、旅行開始日より30日以内の募集型企画旅行契約を締結したとき、その変更が別表第2上欄(左欄)に掲げるものその他の重要なものであるとき限り。

(7) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(8) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(9) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(10) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(11) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(12) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(13) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(14) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(15) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(16) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(17) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(18) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(19) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(20) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(21) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(22) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(23) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(24) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(25) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(26) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(27) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(28) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(29) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(30) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(31) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(32) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(33) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(34) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(35) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(36) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(37) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(38) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(39) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(40) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(41) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(42) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(43) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(44) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(45) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(46) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(47) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(48) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(49) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(50) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(51) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(52) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(53) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(54) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(55) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(56) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(57) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(58) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(59) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(60) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(61) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(62) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り。

(63) 前項の規定に基づき、募集型企画旅行の募集の開始に際して旅行者の申込みをされた場合において、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき限り